明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○所得税法施行令の一部を改正する政令（一六五）　四
○法人税法施行令の一部を改正する政令（一六六）　六
○消費税法施行令の一部を改正する政令（一六七）　七
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六八）　七
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（一六九）　八
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七〇）　四

〔省　令〕

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務二）　五
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（財務三五）　三
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（同三六）　六
○消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同三七）　六
○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（同三八）　六
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同三九）　九
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四〇）　九
○国税質問検査章規則の一部を改正する省令（同四一）　九
○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　九

〔告　示〕

○所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（財務一七四）　九
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件（同一七五）　九
○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件（同一七六）　九
○生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件（同一七七）　九
○地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件の一部を改正する件（同一七八）　九
○相続税法施行令第一条の二第一項第七号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件の一部を改正する件（同一七九）　九
○国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件（国税庁七）　九
○租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示の一部を改正する告示（経済産業一四八）　一〇一
○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件（経済産業・国土交通四）　九
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（同五）　九
○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（国土交通五四〇）　一〇一
○平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を改正する件（同五四一）　一〇一
○平成十四年国土交通省告示第二百七十一号の一部を改正する件（同五四二）　一〇一
○平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する件（同五四四）　一〇一
○平成十九年国土交通省告示第四百七号の一部を改正する件（同五四五）　一〇二
○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（同五四六）　一〇二
○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件（同五四七）　一〇三
○平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を改正する件（同五四八）　一〇三
○平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を改正する件（同五四九）　一〇三
○平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を改正する件（同五五〇）　一〇四
○平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を改正する件（同五五一）　一〇四
○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を改正する件（同五五二）　一〇四

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。